



# 三重県公報

令和6年5月7日 (火)  
 第 512 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
347	三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	(市町行財政課)	2
348	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	11
349	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	11
350	地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料の収納事務の委託	(斎宮歴史博物館)	13
351	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(教育委員会)	14
<b>公 告</b>			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総務課)	14
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	14
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	14
	同件	(同)	15
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	16
	同件	(同)	16
	同件	(同)	16
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	16
<b>人 事 委 公 告</b>			
	令和6年度三重県職員採用候補者A試験の実施	(人事委員会)	16
	令和6年度三重県職員採用候補者B試験の実施	(同)	18
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を中止する旨	(警察本部)	19

告 示

三重県告示第 347 号

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

三重県地域総合整備資金貸付要綱（平成 2 年三重県告示第 271 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付対象事業)</p> <p>第 3 条 貸付の対象となる事業は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画（第 1 号様式）に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付額)</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付金額は、<u>100 万円以上とし、80 億円を限度とする。</u></p> <p>2 貸付対象事業一件当たりの第 2 条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得費を同条第 1 号に規定する設備の取得等に係る費用の 3 分の 1 の額を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の <u>50 パーセント</u>を限度とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、<u>同項中「80 億円」とあるのは「100 億円」とする。</u></p> <p>5 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」とし、第 2 項中「<u>50 パー</u></p>	<p>(貸付対象事業)</p> <p>第 3 条 貸付の対象となる事業は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画（第 1 号様式）に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が 1,000 万円以上のもの</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付額)</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付金額は、<u>おおむね 300 万円以上とし、42 億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、一件当たりの貸付金額は 63 億円を限度とすることができる。</u></p> <p>2 貸付対象事業一件当たりの第 2 条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得費を同条第 1 号に規定する設備の取得等に係る費用の 3 分の 1 の額を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の <u>35 パーセント</u>を限度とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、<u>第 1 項中「42 億円」とあるのは「52.5 億円」と、「63 億円」とあるのは「78.7 億円」とする。</u></p> <p>5 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「<u>42 億円</u>」とあるのは「<u>67.5 億円</u>」と、「<u>63 億円</u>」とあるの</p>

<p>セント」とあるのは「<u>60 パーセント</u>」とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>96 億円</u>」と、同条第 2 項中「<u>50 パーセント</u>」とあるのは「<u>60 パーセント</u>」と、同条第 4 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)</p> <p>3 令和 15 年 3 月 31 日までの間は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>96 億円</u>」と、同条第 2 項中「<u>50 パーセント</u>」とあるのは「<u>60 パーセント</u>」と、同条第 4 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域において、令和 2 年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>80 億円</u>」とあるのは「<u>96 億円</u>」と、同条第 2 項中「<u>50 パーセント</u>」とあるのは「<u>60 パーセント</u>」と、同条第 4 項中「<u>100 億円</u>」とあるのは「<u>120 億円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>は「<u>101.2 億円</u>」とし、第 2 項中「<u>35 パーセント</u>」とあるのは「<u>45 パーセント</u>」とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(過疎地域等における貸付額の特例)</p> <p>2 令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>42 億円</u>」とあるのは「<u>54 億円</u>」と、「<u>63 億円</u>」とあるのは「<u>81 億円</u>」と、同条第 2 項中「<u>35 パーセント</u>」とあるのは「<u>45 パーセント</u>」と、同条第 4 項中「<u>52.5 億円</u>」とあるのは「<u>67.5 億円</u>」と、「<u>78.7 億円</u>」とあるのは「<u>101.2 億円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)</p> <p>3 令和 15 年 3 月 31 日までの間は、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>42 億円</u>」とあるのは「<u>54 億円</u>」と、「<u>63 億円</u>」とあるのは「<u>81 億円</u>」と、同条第 2 項中「<u>35 パーセント</u>」とあるのは「<u>45 パーセント</u>」と、同条第 4 項中「<u>52.5 億円</u>」とあるのは「<u>67.5 億円</u>」と、「<u>78.7 億円</u>」とあるのは「<u>101.2 億円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域において、令和 2 年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「<u>42 億円</u>」とあるのは「<u>54 億円</u>」と、「<u>63 億円</u>」とあるのは「<u>81 億円</u>」と、同条第 2 項中「<u>35 パーセント</u>」とあるのは「<u>45 パーセント</u>」と、同条第 4 項中「<u>52.5 億円</u>」とあるのは「<u>67.5 億円</u>」と、「<u>78.7 億円</u>」とあるのは「<u>101.2 億円</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	--

第 1 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(単位：百万円)

地域振興民間能力活用事業計画

年度案件

(ふ り が な) 貸 付 対 象 事 業 名 (民間プロジェクト名)	( )				
貸付予定団体名 (事業地域名)	( )				
(ふ り が な) 民 間 事 業 者 等 名	( )				
連 帯 保 証 予 定 者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額					
貸付対象事業費					
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率	%	%	%	%	%
貸付対象事業の概要 (設備の取得等の期間：着工 年 月 日～ 年 月 日)					
敷地 (開発) 面積 m <sup>2</sup> (うち賃借面積 m <sup>2</sup> ) 建物構造					
建物延床面積 m <sup>2</sup> (うち賃借面積 m <sup>2</sup> )					
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者確保数 人 ( 年 月 日稼働予定) (うち直接雇用者確保数 人、 うち間接雇用者確保数 人)					
当 該 市 町 村 の 状 況	人 口 人		財政力指数		
	高齢化率 %		人口増減率 %		
事業地における地域指定の 状況 (該当箇所○を付ける)	過疎・みなし過疎 離島 地域再生計画認定地域				
事業の特例状況 (該当箇所○を付ける)	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 (株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業 再生可能エネルギー電気事業				
貸 付 団 体 の 財 政 状 況	経常収支比率 %		財政力指数		
	実質公債費比率 %				

第 2 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号  
住 所  
申込者 名 称  
代表者名  
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

三重県地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

1 貸付金の額 円 ( 年度)

2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業  
(事業内容については、別添「事業計画書(第3号様式)」のとおり。)

3 借入希望条件

- ① 借入希望時期 年 月
- ② 借入希望期間 年 月 (20年以内)
- ③ 据置希望期間 年 月 (5年以内)

4 連帯保証予定者名

法人名

5 連絡先

	申込事業者	連帯保証予定者
所属名		
担当者名		
電話番号		
F A X		
E-Mail		

第 3 号様式 (第 10 条関係)

事業計画書

(ふりがな) 事業名			
(ふりがな) 事業者名			
事業地			
設備の取得等の期間	着工・着手	年 月 日、	完成 年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要			
貸付対象事業の内容及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
敷地(開発)面積	m <sup>2</sup> (うち賃借面積	m <sup>2</sup> )	建物構造
建物延床面積	m <sup>2</sup> (うち賃借面積 m <sup>2</sup> )		
雇用効果	新規雇用確保数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人

第 4 号様式 (第 10 条関係)

事業者概要書

(単位：百万円)

（ふりがな） 事 業 名	( )							
（ふりがな） 事 業 者 名	( ) (系列) - (上場 証 部、非上場)							
代 表 者 名	略歴 ( 年 月生) 兼職							
役 員								
資本金・基本財産 従 業 員 数	百万円 名				設立年月日 創業年月日			
本 社 所 在 地								
出 資 ・ 出 捐 構 成								
主 要 事 業 の 概 要								
主 要 仕 入 先				主 要 販 売 先				
部 門 別 売 上 高 推 移	決算期 (年/月)	／ 3 期 (比率)		／ 3 期 (比率)		／ 3 期 (比率)		
	1 対象事業部門 ( )	(%)		(%)		(%)		
	2							
	3							
	4							
	5							
移	その他共合計							
損 益 状 況	売上高	売上総利益	営業利益 (同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却	
	／ 3 期		(%)					
	／ 3 期							
	／ 3 期							
今 期 見 込								
財 務 状 況 / 期	流 動 資 産 (うち現預金)	( )	流 動 負 債 (うち借入金)	( )	借 入 金 残 高 / 期	借 入		
	固 定 資 産		固 定 負 債 (うち借入金)	( )		金融機関等	長期	短期
	繰 延 資 産		純 資 産					
	資 産 合 計		(うち資本金)	( )				
特 記 事 項 等					そ の 他			
					合 計			

第 5 号様式 (第 10 条関係)

設備投資等及び資金調達計画書

年度案件

事業名		事業者名							
									(単位:百万円)
費用区分		所要額	支払いベース					備考	
			年度	年度	年度	年度	年度		
設備投資等内訳	貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費※ A						
			計 B						
	付随費用	人件費							
		賃借料							
		保険料							
		固定資産税							
		支払金利							
		リース料							
		計 C							
	計 (B+C) D								
貸付対象外事業費	用地取得費※								
	消費税								
	計 E								
	合計 (D+E) F								
	付随費用の比率 (%) C/D×100								

資金区分		調達額	年度	年度	年度	年度	年度	備考	
資金調達内訳	貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 G					保証料率 %	
		借入金	民間金融機関等借入金						
				計 H					
		計 (G+H) I							
	貸付対象外事業費	補助金	J						
		その他	借入金計						
			自己資金						
			その他 ( )						
		計 K							
	計 (I+J+K) L						Dと一致すること		
	借入金計								
	自己資金								
	その他 ( )								
	計 M								
	合計 (L+M) N						Fと一致すること		
	融資比率 (%) G/(L-J)×100								

※用地取得費は設備の取得等に係る費用総額の3分の1を限度として貸付対象事業費に算入可能

第 5 号様式付表（第 10 条関係）

設備投資等及び資金調達計画書 付表

1 事業計画

項目	時 期	項目	時 期
土地取得（賃貸）	年 月		
土地造成（着工）	年 月	造成（完成）	年 月
工事契約	年 月	支払時期	年 月
〃	年 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	年 月
着工時期	年 月	完成時期	年 月
営業開始時期	年 月		

2 許認可関連（不要の場合は「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（ ）			

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補助者 \_\_\_\_\_ 補助金名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 百万円

補助者 \_\_\_\_\_ 補助金名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 百万円

補助者 \_\_\_\_\_ 補助金名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 百万円



附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和6年度分の貸付  
けから適用する。

三重県告示第 348 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年5月7日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表1(6)の表に次のように加える。

6	三重県獣医師職員 インターンシ ップ事業補助金	三重県獣医師職員インター ンシップ事業実施要領に基 づく実施する就業体験への 参加に必要となる宿泊費の 補助を行い、獣医師職員の 確保を図る。	三重県獣医師職員インター ンシップ事業実施要領に基 づく実施する就業体験への 参加の際に必要な宿泊 費	別に定める。	三重県獣医師 職員インター ンシップ事業 実施要領に基 づく実施する 就業体験に参 加した者のう ち、宿泊施設を 利用した県外 居住者
---	-------------------------------	--	---	--------	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 349 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規  
模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に  
より次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため  
配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ  
き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日か  
ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年5月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ熊野店

熊野市井戸町中芝 436 番 14 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,100 m<sup>2</sup>

(変更後) 2,327 m<sup>2</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	60 台	縦覧による
駐車場 2	10 台	縦覧による
駐車場 3	17 台	縦覧による
合 計	87 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	60 台	縦覧による
駐車場 2	10 台	縦覧による
駐車場 3	16 台	縦覧による
駐車場 4	12 台	縦覧による
合 計	98 台	

## イ 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場 1	29 台	縦覧による
駐輪場 2	31 台	縦覧による
合 計	60 台	

(変更後)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場 1	21 台	縦覧による
駐輪場 2	45 台	縦覧による
合 計	66 台	

## ウ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	40 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	40 m <sup>2</sup>	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	40 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	40 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	80 m <sup>2</sup>	

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
駐車場 2	午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
駐車場 3	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
駐車場 2	午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
駐車場 3	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで
駐車場 4	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

## イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	3 箇所	縦覧による
駐車場 2	2 箇所	縦覧による
駐車場 3	1 箇所	縦覧による

合 計	6 箇所	
(変更後)		
駐車場	出入口の数	位 置
駐車場 1	3 箇所	縦覧による
駐車場 2	2 箇所	縦覧による
駐車場 3	2 箇所	縦覧による
駐車場 4	2 箇所	縦覧による
合 計	9 箇所	

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午前 7 時 30 分まで

3 変更年月日

2(1)及び(2) 令和 6 年 12 月 19 日

2(3) 令和 6 年 4 月 19 日

4 変更理由

売場拡張及び荷さばき作業効率を高めるため

5 届出の日

令和 6 年 4 月 18 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 5 月 7 日から同年 9 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 350 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項により、三重県斎宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

東京都品川区東品川二丁目 3 番 11 号

株式会社 J T B

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号

株式会社日本旅行

東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

K N T - C T ホールディングス株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号

名鉄観光サービス株式会社

三重県津市中央 1 番 1 号

三重交通株式会社

東京都大田区平和島 6 丁目 1 番 1 号

株式会社農協観光

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

三重県告示第 351 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項により、三重県立相可高等学校の花の苗等に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和6年5月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県多気郡多気町丹生 1786  
株式会社川原製茶

2 委託の期間

令和6年5月8日から令和7年3月31日まで

公 告

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和6年4月16日に下記の方々を県民功労者として表彰しました。

令和6年5月7日

三重県知事 一 見 勝 之

功 労 区 分	氏 名	市 町 名	登 録 番 号
地 方 自 治	中 村 進 一	伊 勢 市	609 号
教 育	谷 岡 經 津 子	津 市	610 号
保 健 衛 生	油 屋 藤 夫	伊 賀 市	611 号
農 業	中 林 正 悦	伊 賀 市	612 号
商工業および観光産業	木 村 圭 仁 朗	志 摩 市	613 号
青 少 年 育 成	宮 谷 則 夫	伊 賀 市	614 号
消 防	岩 木 政 己	名 張 市	615 号

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和6年5月7日

三重県知事 一 見 勝 之

免 税 証 の 種 類	用 途	番 号	枚 数	有 効 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 名 称	紛 失 年 月 日
200 券	農 業	32305202577	1	令和5年5月19日～ 令和6年3月31日	株式会社JA全農みえサー ビスJASS-PORT 鈴鹿	令和6年3月4日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年5月7日

三重県知事 一 見 勝 之

桃園西部土地改良区（津市牧町309番地）

退任理事

津市牧町286番地の1

〃 〃 294番地の1

眞 弓 正 郎

小 林 久 三 郎

津市牧町 295 番地の 2	青 木 龍太郎
〃 〃 305 番地の 4	阿 保 良 夫
〃 〃 336 番地	青 木 貴 夫
〃 川方町 445 番地	小 森 悦 司
〃 新家町 1648 番地	小 田 勉
〃 久居元町 2236 番地	田 中 昇
退任監事	
津市牧町 316 番地	青 木 康 昭
〃 新家町 910 番地	真 田 善 宏
〃 〃 1672 番地の 1	太 田 正 則
就任理事	
津市牧町 286 番地の 1	眞 弓 正 郎
〃 〃 294 番地の 1	小 林 久三郎
〃 〃 295 番地の 2	青 木 龍太郎
〃 〃 300 番地の 1	服 部 いそ代
〃 〃 305 番地の 4	阿 保 良 夫
〃 〃 336 番地	青 木 貴 夫
〃 川方町 445 番地	小 森 悦 司
〃 新家町 1648 番地	小 田 勉
〃 久居元町 2236 番地	田 中 昇
就任監事	
津市牧町 316 番地	青 木 康 昭
〃 新家町 910 番地	真 田 善 宏
〃 〃 1672 番地の 1	太 田 正 則

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

井関土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町井関 351 番地	谷 口 学
〃 〃 〃 387 番地	奥 田 豊
〃 〃 〃 398 番地	中 西 大 介
〃 〃 〃 743 番地	田 中 政 守
〃 〃 〃 1302 番地 1	久 保 博 文
〃 〃 高野 2642 番地 4	坂 口 充 範

退任監事

津市一志町井関 746 番地 2	西 廣 眞 明
〃 〃 〃 813 番地	松 井 博 保
〃 〃 〃 831 番地	上 出 勝 則

就任理事

津市一志町井関 351 番地	谷 口 学
〃 〃 〃 387 番地	奥 田 豊
〃 〃 〃 398 番地	中 西 大 介
〃 〃 〃 743 番地	田 中 政 守
〃 〃 〃 1302 番地 1	久 保 博 文
〃 〃 高野 2642 番地 4	坂 口 充 範

就任監事

津市一志町井関 813 番地	松 井 博 保
----------------	---------

津市一志町井関 831 番地  
 " " " 851 番地

上 出 勝 則  
 田 中 隆 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、一身田平野土地改良区（津市一身田平野 511 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、桃園西部土地改良区（津市牧町 309 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町 1810）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 6 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業地域  
三重県全域

**人 事 委 公 告**

令和 6 年度三重県職員採用候補者 A 試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 5 月 7 日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

1 試験区分及び採用予定数

試 験 区 分		採用予定数
一般行政分野	行 政 I	約 68 名
	行 政 II	約 18 名
福 祉 分 野	福 祉 技 術	約 8 名
環 境 分 野	環 境 化 学	約 7 名
自 然 分 野	農 学	約 11 名
	農 学 (新方式)	約 2 名
	林 学	約 4 名
	林 学 (新方式)	約 1 名
	水 産	約 1 名
工 学 分 野	総 合 土 木 I	約 18 名
	総 合 土 木 I	約 3 名

	(新方式)	
	建 築	約 2 名
	建 築 (新方式)	約 1 名
	電 気	約 2 名
	機 械	約 1 名
健康衛生分野	薬 剤 師	約 2 名
	薬 剤 師 (新方式)	約 1 名
	保 健 師	約 8 名
	管理栄養士	約 2 名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において、事務又は技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

試験区分「行政Ⅰ」については次の(1)又は(4)に該当し、かつ次の(6)の資格を満たす人、試験区分「薬剤師」については次の(2)又は(5)に該当し、かつ次の(6)の資格を満たす人、その他の試験区分（「行政Ⅰ」、「薬剤師」以外）については次の(3)又は(4)に該当し、かつ次の(6)及び(7)の資格を満たす人が受験できます。

- (1) 平成 7 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人
- (2) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人
- (3) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人
- (4) 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの
  - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和 7 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (5) 平成 13 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの
  - ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和 7 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
- (7) 日本の国籍を有する人（試験区分「建築」に限ります。）

5 第 1 次試験

- (1) 試験種目
 

教養試験（「新方式」を除きます。）、基礎能力試験（「新方式」に限ります。）、専門試験（「行政Ⅱ」を除きます。）及び論文試験（「行政Ⅱ」に限ります。）
- (2) 試験日
 

令和 6 年 6 月 16 日（日）
- (3) 試験会場
 

三重県立津高等学校（津市新町 3 丁目 1-1）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について、次により行います。

- (1) 試験種目
 

論文試験（「行政Ⅱ」を除きます。）、プレゼンテーション試験（「行政Ⅱ」に限ります。）及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
 

令和 6 年 7 月中旬から同年 8 月上旬までの指定する日  
第 1 次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則インターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ

(URL:<https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。

#### 8 受験申込の受付期間

令和6年5月7日(火)から同月29日(水)正午までとします。

なお、令和6年5月29日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

#### 9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者A試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和7年4月1日の予定です。

#### 10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932)へしてください。

令和6年度三重県職員採用候補者B試験を次のとおり実施します。

令和6年5月7日

三重県人事委員会委員長 中村佳子

#### 1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
工学分野	総合土木	約3名

#### 2 職務内容

知事部局、企業庁等において技術的業務に従事します。

#### 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例(昭和29年三重県条例第67号)等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

#### 4 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する人が受験できます。

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない人

#### 5 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験及び専門試験
- (2) 試験日  
令和6年6月16日(日)
- (3) 試験会場  
三重県立津高等学校(津市新町3丁目1-1)

#### 6 第2次試験

第1次試験合格者について、次により行います。

- (1) 試験種目  
論文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場  
令和6年7月中旬から同年8月上旬までの指定する日  
第1次試験合格通知で指定する場所

#### 7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ

(URL:<https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。

#### 8 受験申込の受付期間

令和6年5月7日（火）から同月29日（水）正午までとします。

なお、令和6年5月29日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

#### 9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和7年4月1日の予定です。

#### 10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

### 特定調達公告

令和6年1月19日付け三重県公報第482号で公告した下記の一般競争入札を中止します。

令和6年5月7日

三重県警察本部長 難波正樹

#### 1 中止する一般競争入札の業務名

三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用保守

#### 2 中止する理由

入札参加者がいないため。

#### 3 Summary

This is a notification of the cancellation of the bid announcement which was issued on January 19, please see below for details.

#### (1) Subject matter of the project:

Mie Pref. Police Headquarters Information Systems relating to network maintenance, equipment rental and systems management

#### (2) Reason for the cancellation:

Because there are no bidders

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---